

申請の流れ（概要）

雨水浸透施設の設置計画が決まつたら

- ・第1号様式「武藏野市雨水浸透施設助成金交付申請書」

【注意】

- ・施工業者欄には、雨水浸透施設の設置を行う市の指定排水設備工事事業者名を記入してください。排水設備であるため、市指定工事店以外による施工は認めていません。
- ・添付書類の「平面図」には、どこにどの型の浸透施設を設置するかがわかるように記載してください。

※新築の場合で、雨水排水計画届出書・排水設備新設等計画届出書が提出されていない場合は、提出されてからの審査となります。

- ・第2号様式「委任状」



書類に不備がなければ、通常2週間程度で内定通知（第3号様式）を市から申請者（又は代理人）宛に発送します。



工事が完了したら

- ・第4号様式「工事完了報告書兼交付額変更報告書」

【注意】

- ・添付書類の写真は、全ての箇所について、必ず見本の通りに撮影してください。不備がある場合は助成金の交付ができません。
- ・工事の都合で当初計画から変更がある場合も、計算シートで算出した対策量を満たすように設置してください。深さ不足等で技術指針に適合していない場合や、対策量を満たさないと認められる場合、助成金の交付ができません。

- ・第6号様式「武藏野市雨水浸透施設助成金交付請求書」

- ・第7号様式「雨水浸透施設設置完了検査書」

- ・協定書 2通（お客様用、市役所用）



内容を審査のうえ、不備がなければ現地検査を行い、2週間程度で確定通知（第5号様式）を市から申請者宛に発送します。発送から1か月前後で、指定の口座に助成金をお振込みします。振込通知は送付しておりませんので、通帳記帳等でご確認ください。